## 表現の自由を守るための有効な措置を取ることを求める意見書(案)

国際芸術祭『あいちトリエンナーレ2019』の企画として8月1日より開催されていた「表現の不自由展・その後」が、数々の政治的な圧力や匿名の脅迫行為などの攻撃によって中止に追い込まれた。

この企画展における展示に「慰安婦」問題や天皇制などを題材とした作品が含まれていることが明らかになると、それらの展示を問題視する発言がインターネット上に現れた。8月2日には、菅官房長官と柴山文科大臣が同展を問題視して、芸術祭に対する補助金支出の見直しに言及した。河村たかし名古屋市長は同展を視察した上で、展示中止を求める「抗議文」を愛知県知事に提出した。あいちトリエンナーレ実行委員会事務局には、メールや電話で多数の抗議が寄せられ、中にはテロ予告や脅迫もあったとされる。こうした状況下で、実行委員長の大村秀章知事と津田大介芸術監督は、8月3日に同展の中止を発表した。

自由権規約(国際連合 市民的及び政治的権利に関する国際規約:日本は1979年に批准)第19条は、締約国に対して、表現の自由の権利を保障すべき法的義務を課しており、特に公人は、表現の自由を保障し尊重する法的義務を負っている。しかし、今回の官房長官や市長らの言動は、政治的圧力をかけるものであり、同展企画者および出展者の表現の自由を侵害するものである。

また、国連自由権規約委員会の一般的意見34(2011年)は、「締約国は、 表現の自由についての権利を行使する人々を封じることを目的とした攻撃に対 し有効な措置を講じなければならない」と述べており、日本政府は、同展への 攻撃に対して、関係者の安全を保障し、脅迫行為については捜査を行うなど、 表現の自由を守るための具体的かつ有効な措置を取るべきである。

「表現の不自由展・その後」が中止に追い込まれて以来、日本ペンクラブや芸術団体などが次々と抗議の声を上げており、同展の再開や安全の確保を求める声が上がっている。

よって、政府におかれては、「表現の自由」と「検閲の禁止」を明記した憲法21条に基づき、同展が再開できる環境を早期に整え、表現の自由を守るための有効な措置を取ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 各宛